

# 第 10 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第10回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 平成30年7月26日 午後1時25分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第4 報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消について  
日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消について  
日程第6 場案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第8 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願について  
日程第9 議案第4号 農地に該当するか否かの判断について  
日程第10 議案第5号 大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 10名）

|    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 議長 | 菊地 英浩君 | 1番 | 金野たか子君 |
| 2番 | 鈴木 力男君 | 3番 | 古内 嘉博君 |
| 4番 | 中村 亨君  | 5番 | 廣澤 恵美君 |
| 6番 | 細谷 知成君 | 7番 | 藤原 重信君 |
| 8番 | 佐々木信吉君 | 9番 | 熊谷 玲子君 |

### （農地最適化推進委員 7名）

|       |        |      |        |
|-------|--------|------|--------|
| 大船渡地区 | 佐藤 優子君 | 末崎地区 | 村上 優司君 |
| 赤崎地区  | 浅野 幸喜君 | 猪川地区 | 鈴木 和雄君 |
| 日頃市地区 | 木村マリ子君 | 綾里地区 | 畑中 圭吾君 |
| 越喜来地区 | 岡澤 成治君 |      |        |

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（3名）末崎地区 後藤 達生推進委員 立根地区 今野八重子推進委員  
吉浜地区 渡邊 岳夫推進委員

### 事務局出席者

|    |        |      |        |
|----|--------|------|--------|
| 局長 | 千葉 讓君  | 局長補佐 | 細谷 真実君 |
| 主事 | 山崎 大地君 |      |        |

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 1 時 25 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻 5 分前ですけれども、全員揃っておりますので、これより第 10 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。一昨日の 24 日の農地の日の活動である椿の植栽、たいへんお疲れ様でした。おかげさまですべて無事終わることができました。

最近、テレビをつけますと、西日本の豪雨災害の後は 35 度以上の酷暑が続き、命に関わる危険な状況ということで、最高気温 41.1 度を記録しております。幸い当地域ではそれほどではありませんが、連日暑い日が続いております。月曜日からは雨と曇りということですが、畑の土もそれほど湿ってはおりません。このままですと水稲及び野菜等に生育が心配される状況になってきており、土曜日から日曜日にかけて台風 12 号が近づいて被害がなければいいなと思っております。

話は変わりまして、皆さん出席していただきましたけれども、今月の 3 日と 4 日、福島県での研修が行われ、福島市では東北・北海道ブロック女性農業委員、農地利用最適化推進委員研修会に参加し、翌日は郡山市の福島県農業総合センターで鳥獣被害の研修をしてまいりました。農業委員、推進委員あわせて 11 名、事務局からは千葉事務局長と羽根川係長の 2 人に同行していただきまして、13 名での研修となりました。今回の研修では電気柵のハウスの件でたいへん勉強になりました。自分ではわかっていたつもりでしたが、動物が手に触った時、足が舗装、砂利の上では電気が少ししか流れないということです。舗装、砂利の道路に沿って張ってある電気柵は、電圧が高い時は舗装、砂利では絶対電圧メーター、電圧を測る機械ですけれども、ないので、土にさして測ってみました。研修後、測ってみましたけれども、土にさしたら 5,800 ボルトあったが、舗装では 1,500 ボルトしかありませんでした。それでは鹿も全く気にしないで電気柵をくぐって入ってきます。私の集落では電気柵を設置しなければならないところが出てきております。地区の人たちと農閑期に相談しなければならないものと思っております。

私の方からは以上であります。本日の総会も慎重審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 10 名、推進委員は 7 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員と大船渡地区立根地域今野八重子推進委員と三陸地区吉浜地域渡邊岳夫推進委員の 3 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程につきまして、千葉事務局長より報告をお願いいたします。

○事務局長（千葉讓君）それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予

定を申し上げます。初めに先月6月26日開催の第9回総会以降の経過報告であります。主なものといたしましては6月28日、宮古市において岩手県都市農業委員会会長会総会、翌29日には盛岡市において岩手県農業会議定時社員総会が開催されまして、その両方に菊地会長と私が出席しております。7月3日から4日までは平成30年度農業委員会視察研修を行いました。農業委員7名と推進委員4名の11名が参加し、事務局からは私と羽根川が随行させていただいております。先ほど内容については会長からもお話しがありましたが7月3日に福島市で開催されました北海道・東北ブロック女性農業委員等研修会の受講と、福島県の農業総合センターの視察でございます。女性農業委員研修会では小民家を活用したペンションの経営者の方や福島市の規格外の農産物の流通や独自化の活動等を進めている女性経営者の実態を紹介いたしました。また福島県農業総合センターでは震災後に猪が急増している実態や、その対応策について教えていただきました。7月5日は大船渡プラザホテルにおいて叙勲・褒章受章祝賀会が開催されまして、菊地会長が出席しております。10日から25日にかけては市内3地区において農業者年金に係る特定処分対象農地調査を行っております。対象地区の農業委員の方々にはご協力ありがとうございました。調査の結果等については、総会終了後の事務連絡において報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。11日には岩手教育会館において農業者年金加入推進特別研修会が開催され、菊地会長、藤原農業委員及び羽根川係長が出席しております。同日、農業共済組合気仙支部において気仙地方水稻病虫害協議会通常総会には熊谷会長代理が出席しております。17日には岩手県産業会館におきまして第28回手県農業会議常設審議委員会が開催されましたが、該当する案件がなかったため欠席としております。17日に釜石地区合同庁舎におきまして開催された農地利用最適化推進活動ブロック別検討会には、大船渡北地区推進班から藤原農業委員と木村推進委員が出席し、現在の取り組み状況等について発表しております。23日には菊地会長と羽根川係長が農業者年金チラシ配付のためJAの本店等をお伺ひしております。開いていただきまして24日、末崎地区の3箇所において「椿の日」活動に係る椿の植栽を行っております。本活動には農業委員、推進委員あわせて13名のご協力をいただいたところで、たいへんありがとうございました。また午後には女性委員活動として実施しております。午前にも前倒しになりましたけれども、「茶試験栽培事業」保全作業を実施しております。

次に次回総会までの行事予定であります。8月10日に盛岡市で開催される第29回岩手県農業会議常設審議委員会には細谷局長補佐が出席する予定としております。本日提案の議案について諮問が行われ、その後に許可決定されることとなります。また次回第11回農業委員会総会は8月25日を予定しておりますが、1階国保年金課東側の第一会議室、ここではなくて1階の第一会議室で開催を予定しておりますので、変わるかも知れませんので、開催通知をご確認の上、お間違いのないようによろしくお願ひしたいと思います。失礼いたしました。11日の農業者年金加入特別会議については会長、藤原委員、それから中

村亨委員も出席しておりますので、追加をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には1番金野たか子農業委員、2番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、相続による権利の取得。6月20日届出、6月21日受理。

2番、相続による権利の取得。6月20日届出、6月21日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号1番と2番について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、報告第2号農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。報告第2号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理したので本委員会に報告するものです。

取消件数は1件です。1番、売買による所有権移転ということで、平成27年9月1日付けで許可を受けておりましたが、今回、売買金額の協議が整わなかったために取消した

いとのことです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第2号1番について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、報告第3号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。報告第3号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

申請件数は1件です。転用目的、施設等、事務所1棟、建築面積81.77㎡、駐車場10台。転用理由は、津波により事務所が被災したため当該地に移転新築したいとのことで平成25年8月12日付けで許可を受けておりましたが、都市計画法第一種低層住宅専用地域に該当し、事務所のみ建物は建設できないため、この度、断念したものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第3号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、長屋住宅1棟、建築面積237.63㎡、駐車場9台、112.50㎡、駐輪場等、17.05㎡、通路等、472.02㎡。転用理由、長屋住宅1棟、8戸建の建築及び駐車場9台分。この立地基準につきましては第3種農地に該当し、基準を満たしております。一般基準につきましては金融機関の融資証明書により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の概要についての説明をお願いします。議案第1号の1番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。24日に現地調査を実施しました。申請地の周辺は住宅と農地が混在したところとなっており、近年、宅地化が進んでいる地域となっております。申請地の現況は休耕畑となっております。今回、申請人は、申請地を長屋住宅の建築及び駐車場として利用したいとのことでした。申請地の北側の土地は山林となっており、また排水については下水道に流す計画であるということで、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号について質疑を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案に入る前にですね、皆さんにあらかじめお配りしております調査地図の差し替えをお願いしております。4ページ5条の3、4ページの差し替えをお願いいたしております。住宅地図の道路の形状と違っておりましたので、そのように差し替えをお願いいたします。4ページです。

改めまして6ページをお開きください。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は12件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用目的、施設等、資材置場及び作業スペース、残土置場を含む。転用理由は携帯電話基地局を設置するための資材置場及び作業スペースとして転用するもの。6か月間の一時転用の申請です。2番、転用目的、施設等、トレーラーハウス1棟、建築面積31.5㎡、駐車場2台。転用理由、実家が近くに存するが、里帰りの際、家が狭く居住スペースがないため、トレーラーハウスを固定し住宅として利用したい。3番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積69.74㎡、駐車場2台。転用理由、現在、アパート住まいのため、当該地を借りて自宅を建築し独立したい。次のページをお開きください。4番、転用目的、施設等、通路。転用理由、通路として利用するもの。そういうことで、これは現地調査したところ、全整備が済んでおりましたので追認案件となります。5番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積63.01㎡、駐車場2台。転用理由、現在の自宅が老朽化しているため、当該地を取得し移転新築したい。6番、転用目的、施設等は5番に同じです。転用理由も5番に同じです。次のページをお開きください。7番、転用目的、施設等、居宅平屋建1棟、建築面積75.55㎡、駐車場2台。転用目的、施設等、現在の自宅が老朽化しているため、当該地を取得し移転新築したい。8番、転用目的、転用理由については7番に同じであります。9番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積56.31㎡、駐車場2台。転用理由、現在、借家住まいにつき当該地を取得して移転新築したい。次のページをお開きください。10番、転用目的、施設等、居宅平屋建1棟、建築面積96.47㎡、駐車場2台。転用理由、居宅を新築するもの。11番、転用目的、施設等、物置1棟、建築面積9.93㎡。転用理由、物置が不足して不便を強いられているため、当該地を取得して物置を建築したい。12番、転用目的、施設等、資材置場及び作業スペース、



残土置場を含む。転用理由、携帯電話基地局を設置するための資材置場及び作業スペースとして転用するもの。6か月間の一時転用であります。このうち、5番から5、6、7、8、9番にかけて3件に分筆して土地を譲っておりますが、これは宅建法の許可が必要なのではないかとことをいろいろ検討しましたが、1年以内に反復して同じようによその土地を切り売りしたことがないという限りにおいては、これは宅建法の違反でないということを経営の農業会議から確認しております。ただし次に出てくる時には、これはできないと思っております。不動産会社とか宅建業の資格をもっている方々が出してくれば、これは許可になりますけれども、個人の土地の切り売りは1回に3件以内が限度ではないかということ承っております。そして立地基準につきましては、3番から10番については第3種農地に該当し、許可基準を満たしております。1番と2番については第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。12番については農振農用地ではありますが、3年未満の一時転用であるために、これもまた許可基準を満たしております。一般基準につきましては金融機関の残高証明、融資証明等により資金の確保をいずれも確認しております。それから先ほどの宅建法に違反しない、反復しないということは、そういうような取扱いをいたしますということで、私の方に計画書の提出をいただきました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号の1番については9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について調査報告をいたします。19日午前11時30分、現地確認をしたところ、貸付人のお母さんが畑で作業中で、お話しを聞くことができました。昨年の11月、鉄塔を建てるところを探しているところに出会い、たまたま貸すことにしたということでした。20日午前11時に担当の方から電話でお話しを聞いたところ、携帯電話基地局設置のため工事車両駐車場、資材置場などで使用したいとのことでした。申請地は耕作地より少し小高くなっているため、日陰による周辺への影響はないものと判断されます。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の1番は本委員会において許可とすることに決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号の2番と3番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。まず2番について報告をします。調査は7月21日、譲渡人からの聞き取りと現地の確認を行いました。また譲受人は遠隔地であることから、同日、電話での聞き取りを行いました。周辺及び現地の状況ですが、申請地から見て北東側は民家、南東側は民家への通路、南西側は市道、北西側は譲渡人の休耕田で、申請地を含め30年以上耕作していないとのことで、一面雑草が生い茂っていました。次に申請に至った経緯になりますが、申請地の近くに譲受人の実家がありますが、実家には両親と兄夫婦家族が住んでおり、里帰りした時には居住スペースが狭いことからホテルに泊まるなど、不便をしていること。また申請者ですが、転勤の可能性もあること。現時点で永住するところもまだ決めていないことなどもあって、今回トレーラーハウスの設置を決めたとのことでした。周辺への影響についてですが、周辺及び現地の状況については先ほど報告したとおりであり、耕作中の農地が周辺にはありませんし、生活排水は南東側市道の側溝に流し込む計画となっていることから、周囲への影響はないものと判断されます。なお転用計画の実行性についてですが、資金面については自己資金のみで対応することとしており、計画の実効性は高いものと思われま

す。引き続き3番について報告をします。調査は7月21日、貸付人から聞き取りと現地の確認を行いました。また借受人は遠隔地で連絡が取りにくいとのことから、同日、奥様から電話で聞き取りを行いました。周辺及び現地の状況ですが、申請地の北東側は耕作中の畑と民家、南西側は近隣の方が耕作している畑、南東側は市道に面しており、市道側から北西側に向かってやや低くなっている傾斜地で、この度申請された現地も耕作されていました。次に申請に至った経緯になりますが、冒頭で報告しましたとおり、借受人は連絡が取りにくいことなどがあるため、家族が安心できる場所で生活をしたいとのことから、現在アパート住まいをしていますが、この度、当該地を借りて自宅を新築することにしたとのことです。周囲への影響についてですが、申請地の南西側に近隣の方が耕作している畑があり、また北東側と北西側には耕作中の畑がありますが、新築される住宅は2階建のため、時間帯によっては若干、日照時間の影響は受けるかも知れませんが、それほど気にする状況ではないと話しており、耕作は継続したいとのことでした。なお生活排水は下水道、雨水は道路の側溝を利用するとのことで、周囲への影響は少ないものと思われま

す。次に転用計画の実行性についてですが、資金面については自己資金の他、金融機関との話し合いもま

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2

番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号4番から10番までについて5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いしますが、このうち議案第2号5番と6番並びに議案第2号7番と8番については関連がありますので、それぞれ一括審議といたします。それでは議案第2号4番から10番までについて5番廣澤 恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番(廣澤恵美君) 5番廣澤です。申請番号4番について報告します。24日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。譲受人に話を伺ったところ、申請地は平成4～5年頃に通路として整備したが、通路としては狭く、現在は南に通路を通して。最近になり申請地北側の擁壁が一部、申請地にかかってしまっていることがわかり、土地を買い取りたいという申し出があった。調べたところ登記等がなされておらず、農地のままであったため今回の申請に至ったとのことでした。今回の申請による周辺農地への影響は特にないものと考えられます。

続いて同一の場所ですので、申請番号5番から10番について一括して説明します。地図は1ページ目にあります。24日に現地調査を実施しました。周辺は近年、宅地化が進んでいる地域となっています。申請地の現況は休耕田、休耕畑となっています。今回の申請は一般個人住宅3棟の建築ということで、それぞれ申請番号5番、6番については譲受人の現在の自宅が老朽化しているため、移転新築したいとのこと。7番、8番については譲受人の現在の自宅が老朽化しているため移転新築したいとのこと。9番については譲受人が現在借家住まいであるため移転新築したいとのことでした。隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。

続いて申請番号10番について報告します。24日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の現況は、一部土が掘り返された状況となっていました。申請地は先ほどの報告第3号にて農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消について報告があった場所です。貸付人のご家族の方に話を伺ったところ、借受人は申請地を借りて

居宅を新築したいとのことでした。そういうことで申請に至ったとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号5番と6番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号5番と6番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号5番と6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号7番と8番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号7番と8番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号7番と8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号9番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号9番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号9番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号10番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号10番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号10番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号11番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。23日に申請のあった農地の現地調査と譲受人の自宅を訪問してお話しを聞きました。今回、譲り受ける面積は37坪なんですが、現況は草を刈ってきれいに管理されています。譲渡人は所有しておっても耕作などの利用の予定が今後もないことから、将来的に物置を建てたいと思っていた譲受人が譲り受けたいとの申し入れに合意したので、申請をしたとのこと。特に問題はないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号11番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号11番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号11番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号12番について4番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。25日に現地を確認してまいりました。しばらく作付けされていないような状況でしたので、何の影響もないものと見受けました。残念ながら本人とは何度電話してもつながらなかったのですが、資料や写真など、現地を見ての報告とさせていただきます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号12番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号

12 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 12 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第 8、議案第 3 号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 10 ページをお開きください。議案第 3 号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は 3 件です。番号、土地、面積、所有者、非農地の事由の順に読み上げます。

1 番、非農地の事由、昭和 60 年当時から近隣住民の駐車場として利用され現在に至る。長年、駐車場として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。2 番、昭和 41 年当時、鉄道用敷地として分筆し当該地が残ったが、農地としては使いにくくなったため、隣接する土地の所有者に物置として貸して利用されている。長年、宅地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。3 番、昭和 32 当時、近隣に居宅を建築。以来居宅に通ずる通路として利用され、通路北側は原野の状態である。長年、通路及び原野として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。いずれも申請書と一緒に始末書の提出がされております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地の農業委員並びに推進委員から申請地の現況につきまして説明をお願いします。まず議案第 3 号 1 番について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員からお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤優子君) 議案 3 号 1 番につきまして 7 月 24 日、申請人からの聞き取りと現地調査の結果を報告をいたします。昭和 60 年当時から駐車場として利用されており、申請者が相続した時には既に駐車場であり、農地とは全く思っていなかったとのことです。過去にこの土地の前を走る道路の拡張工事のため砂利などを入れており、従前の地目としての利用は難しいものと見てまいりました。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第 3 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第 3 号 1 番について本委員会において願いのとおりに決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号 1 番は本委員会において願いのとおりに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号2番について8番佐々木信吉農業委員から説明をお願いします。

○8番(佐々木信吉君) 8番農業委員の佐々木です。適用外証明願についてご説明いたします。7月22日に現地に行きました。現在、2棟の3間半の平屋のプレハブが建っており、隣の譲受人の田が1枚あり、その他の農地は付近にはありません。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号3番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番(中村亨君) 4番中村亨です。25日に現地を確認してまいりました。傾斜地のため、下側に雑種地的に残った模様です。一部には大きな沢があつて、残りを通路として利用されてきた模様です。現在でも農地とは言えないような状況でした。所有者からは電話でお話しをお聞きしましたが、見てのとおりですということでありましたので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第9、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いをいたします。

○局長補佐(細谷真実君) 11ページをお開きください。議案第4号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4(1)に基づき、農地に該当しない旨判断された別添土地について、本会で判断するために審議し決定するものです。

次のページに今回のリストがございます。非農地リスト。1筆。所有者より依頼があったものです。参考資料として当該地の航空写真を添付しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の推進委員から当該地の現況等につきまして説明をお願いをいたします。初めに大船渡町について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤優子君) 議案4号1番につきまして7月19日、農業委員会の千葉局長と山崎さんと現地を見てまいりましたが、そこまでは車が1台通るのもやっとの舗装されていない山道を進んでまいりましたが、所在する土地は皆様のお手元に事務局より写真が届いていると思いますが、周辺の山林と一体化した状況で、従前の地目としての利用は非常に困難と見てまいりました。また所有者も長年にわたり山林として利用されてきており、地目も農地でないと思っていたそうです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について本委員会において農地に該当しないことを決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第10、議案第5号大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) それでは皆様のお手元の追加議案の方をお開きください。追加議案1ページをお開きください。一番最後です。それでは改めまして1ページをお開きください。議案第5号大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について。平成30年7月24日付けで提出された大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について農業委員会等に関する法律第23条の規定により本委員会の同意を求めるものです。辞任の理由、一身上の都合による。関節炎のためパトロール等の農業委員の活動ができなくなつたため、別添のとおり辞任願が提出されたものです。7月31日までは推進委員ですので、同一地域の引継ぎ期間として7月31日としておることをご了承ください。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第5号について質疑並びにこの案件に係る発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑並びにこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会において同意することに賛成の農業委員の挙手を求



めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願について本委員会において同意することに決定いたしました。後藤達生推進委員につきましては平成30年7月31日をもって辞任となります。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれもちまして第10回総会を閉会いたします。

午後2時26分閉会